

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年6月3日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000371 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2100016 号

第1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 6 月 30 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 6 月 30 日

請求期間において、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された「平成 29 年夏ボーナス」に係る給料台帳（写）及び平成 29 年分給与所得に対する源泉徴収簿（写）並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A 社から 30 万円の賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額 30 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 6 月 30 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000378 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2100003 号

第1 結論

平成9年1月から同年5月までの請求期間及び同年12月から平成12年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成9年1月から同年5月まで
② 平成9年12月から平成12年7月まで

私は、国民年金の加入手続については覚えていないが、国民年金保険料については、平成12年10月27日に、現金65万2,000円を銀行口座から出金し、そのうち60万円程度を当日又は数日以内に、未納となっていた請求期間①及び②の保険料（37か月分）としてまとめてA市役所の窓口で納付した。

しかし、国の記録では、請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続については覚えていないが、国民年金保険料については、平成12年10月27日から数日以内に、請求期間①及び②の保険料をまとめてA市役所の窓口で納付したと主張しているところ、請求者が納付したと主張している時点において、i) 請求期間①及び②の一部の期間については、時効により保険料を納付することができないこと、ii) 請求期間②のうち、時効が完成していない期間については、現年度及び過年度に係る保険料を納付することが可能であるものの、請求者が保険料をまとめて納付したとするA市役所の窓口においては、制度上、過年度分の保険料を納付することはできないことから、請求者の主張と制度上の取扱いが一致しない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の未納分として、60万円程度を納付したと主張しているが、上述のとおり、制度上納付できない過年度分の保険料を除き、A市役所の窓口で納付が可能な現年度分の保険料の合計額は5万3,200円であることから、請求者が納付したと主張する金額とかい離している。

さらに、請求期間①及び②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、

年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、記録管理に誤りがあったとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。